



"紛争下のルール"である国際人道法の基本条項についてICRC職員から説明を受ける国軍兵士 (コンゴ民主共和国キブ北部)

© ICRC/YAZDI, Nedram

NEWSLETTER

第11号 2010年 秋号

赤十字国際委員会ニュースレター

【目次】 コラム

1

世界の現場から

2

- ・中央アフリカ/スーダン
- ・タジキスタン
- ・イエメン

特集：イスラエル・パレスチナ メディアミッション報告

4

日本とICRCの関わり

6

赤十字の輪

7

- ・近衛会長のパキスタン洪水被害視察
- ・赤十字シンポジウム2010
～アフリカン・トーク～

駐日事務所通信

8

- ・日本語公式ウェブサイトがオープン！
- ・「人道スペース」への挑戦

長嶺義宣

赤十字国際委員会 (ICRC)
駐日事務所 所長

パキスタンの洪水被害を受け、「国際赤十字」が救援活動を開始して二ヶ月近くが過ぎましたが、同国の大部分はいまだ浸水したままです。

国際赤十字は、紛争地に特化して活動を行う私たちICRCと、日本赤十字社のように医療関連業務や災害時の救援活動を展開する各国の赤十字社・赤新月社(計186社)、そしてそれら各社の活動を調整・指揮する国際赤十字・赤新月社連盟、の3つ

をいいます。自然災害がICRCの活動地で発生した場合にのみ、ICRCは国際赤十字の被災者救援活動に従事します。今回大規模な洪水被害に見舞われたパキスタンでは1947年から活動を開始、現在1,300人を超えるICRC職員が、助けを必要としている人々のそばに駆けつけ、日々人々の支援・尊厳の保護に努めています。

同国内の紛争地域では紛争当事者によってアクセス制限が課されており、援助を届ける赤新月社を後方支援するICRCの活動にもマイナス要素となっています。アクセスが確保できないことで、民間人の人道支援組織に対する不信が高まり、効率の悪さを印象付けてしまいます。人道組織は、支援を必要とする側に、活動の公平性とその純粋な人道精神を理解してもらい、活動を受け入れてもらうことが必須です。

私たちは全ての人道組織が人道支援の中立性と公平性を尊重する、こうした理想的な活動環境を「人道スペース」と呼んでいます。人道スペースの定義とその維持・拡大に向けた取り組みは、2010年11月5日に外務省と共催するシンポジウムのテーマとなっています。アフガニスタンでのケースを取り上げ、今後の人道支援の道を議論し、探ります。

また、この度駐日事務所では、遅ればせながら日本赤十字社のホームページ内に日本語公式ウェブサイトを開設しました。日本語でICRCの情報に触れることで、より身近になった私たちの活動を引き続きご支援いただき、ICRCの使命や活動を一層ご理解いただければ幸いです。ICRC最新ニュースは、青山学院大学のグロー

バル・エキスパート・プログラム (GLEP) の学生によって翻訳されています。是非一度覗いてみてください。
⇒<http://www.jrc.or.jp/ICRC>

私たちは、近代科学技術の恩恵に授かる一方で害を被る可能性もあります。2010年6月に発見された重大なコンピューターウォームは、世界中の何百万ものコンピューターを汚染しました。こうした攻撃は武力攻撃にも通じるものがあります。電力網や水力発電のダム、原子炉に対するサイバー攻撃は物理的攻撃と同様の破壊力を持っているからです。こうしたシナリオに国際人道法を適用することは可能なのか——。国際人道法は主として国家や武装した非国家アクターに焦点を当てていますが、「サイバーテロリスト」に関してはどうでしょうか。こうした新しい課題に焦点を当て、10月23日に北京で中国国際法学会との研究大会を共催します。

既存の規則、原則、正式な手続きは新しい現象や技術開発の挑戦を受けざるを得ません。規則は遵守されるために存在するのではなく、人々を危害や、人災もしくは自然災害によって引き起こされる苦しみから保護するためにあるのです。新しい形の「攻撃」にいかに対処するか——。21世紀の国家が抱える課題は、同時にそれらの国家から人道上の活動権限を与えられているICRCの課題でもあります。



ICRC

世界の現場から

— 現在ICRCが活動している世界80カ国からの最新情報をお知らせします —

中央アフリカ共和国／スーダン：7人の子どもたちが家族と再会

中央アフリカ共和国のオボとスーダン南部で、ICRCの援助により7人の子どもたちが家族と再会しました。子どもたちは数年前、同地域で起きた武装グループによる襲撃によって家族と引き離されました。

ICRC輸送機はまず、スーダン南部のタンブーラで3人の子どもを乗せ、自宅のある中央アフリカのオボへ向かいました。それから、オボで待つ別の4人を乗せて、タンブーラ経由でスーダン南部の二大都市、ジュバとイエイへと飛びました。中央アフリカ共和国東部にあるICRC事務所の所長アレクサンドラ・グッドラッドは、「家族との再会は、これから子どもたちが元の生活を取り戻すために辿る長い道のりの第一歩です」と説明します。

デーヴィッド（17歳）と弟のピーターは、2008年、兄弟の住むスーダン南部の村を襲撃した武装グループによって誘拐され

ました。兄弟は離ればなれになり、コンゴ民主共和国、中央アフリカを転々としたデーヴィッド。「僕は毎日重い荷物を背負わされ、裸足で草むらを歩かなければなりません。体が弱れば、殺されるか、食べ物をもらえずに置き去りにされてしまいます。僕はこれまでずっと、家に帰れる日を夢見てきたんです」。そうした生活から自力で逃げ出すことに成功したものの自分が自宅から遠く離れた中央アフリカ北東部にいることに気がきます。デーヴィッドは中央アフリカ赤十字社に助けを求め、ICRCを紹介された後、バンギで保護下に置かれ、スーダンにいる家族の捜索も同時に進められました。

スーダンに戻ったデーヴィッドは、弟のピーターも既に帰ってきていることを知りました。「僕たちにとっては夢のような瞬間でした」とデーヴィッド。「二人とも死ぬんだと思っていました。全ての希望

を捨てていたんです」

家族が再会し、絆を取り戻せるよう支援することは、赤十字の最重要任務の一つです。2010年初頭から、ICRCと中央アフリカ赤十字社は、9通の赤十字通信※を家族のもとへ届け、9人の子どもとその家族を再会へと導きました。一方のスーダンでも、ICRCとスーダン赤十字社によって1万通以上の赤十字通信が届けられ、13人の子どもたちとその家族が再会を果たしました。

※赤十字通信とは…

紛争地では、郵便や電話などの通信手段・システムが機能せず、直接連絡を取ることが困難になりがちです。そうした状況下で、赤十字は、通常の連絡手段が回復するまで「赤十字通信」サービスを提供し、離れ離れになった家族に手紙を送り届けるとともに返信も受け取ります。希望者は赤十字所定の用紙に個人的なメッセージや宛名、差出人名などを記入します。

アフガニスタン：カンダハールの病院で戦闘による死傷者が急増

カンダハールでICRCが支援するミルワイズ病院には、戦闘によって負傷した患者が続々と運ばれ、その数はかつてないスピードで増え続けています。2010年8、9月の二ヶ月間、兵器や武器によって傷を負って同病院にやってきた患者の数は千人近くにのぼり、昨年同時期の500人超と比べて二倍近く増加しています。

「この数字は氷山の一角に過ぎません。紛争の間接的被害により怪我を負ったり病気に罹ったりする人の数を入ると、さらに数字は膨らみます」とICRCカブール代表部首席代表のレト・ストッカーは語ります。母親たちは、移動を嫌い、検問などの路上バリケードを恐れるあまり病院に来ず、病気の我が子をやっと連れて来たときには既に手遅れ、といったケースが毎日です。また、治療が完全に終わる前に患者を連れて帰ってしまう親戚もいます。「その

結果、子どもたちはワクチンで簡単に予防できる破傷風や発疹性皮膚病、結核により命を落とし、女性は出産時に死亡、健康な男性もちょっとした伝染病で倒れてしまうのです」とストッカーは付け加えました。

悪化する治安状況は多くの面でアフガニスタンの人々に影響を与えています。10月上旬のカンダハールで8人の子どもを死亡させた爆撃事件をはじめ、最近起こった大きな事件は、紛争が同国各地でいかに猛威を振るっているかを物語っています。

こうした中、アフガニスタン全土における武装グループの数も増加し、ICRCが直面する問題を一層複雑にしています。「私たちの最大の挑戦は、最も深刻な戦闘被害を受けている地域へのアクセスを維持することです。しかし、武装グループの増加によりそれが難しくなっています」とスト

ッカー。「そうした現状にも関わらず、全ての紛争当事者と対話を行うICRCだからこそ、今後も避難民や被拘束者、負傷者など、紛争により被害を受けた人々の中でその存在感を発揮し続けることができる、という希望が持てるのです」



ミルワイズ病院の手術室。
この手術室では同時に二人の治療が可能で、緊急外科手術の頻度は非常に高い。

New customary IHL database

2005年に出版された慣習国際人道法に関するICRCの研究成果がデータベースで閲覧可能になりました。この新しいデータベースは慣習国際人道法の規範に迅速にアクセスでき、世界各地の実践例を調査することができます。今後も定期的に各国の実践例を盛り込む予定です。

●第一部：規範 国際・非国際武力紛争において適応できると考えられる慣習国際人道法の分かりやすい分析を提示しています。

●第二部：実践 国際機関、学会、司法・準司法機関の実践同様、軍事教範、立法、判例法、公式声明を含む、関連のある各国の実践の要約が示されています。



Home>Humanitarian law>Treaties and customary law>New customary IHL database からアクセスできます。

イエメン：イエメン赤新月社と共に南部の戦闘を逃れた避難民を支援



戦闘のためホタ市街近郊から逃げてきた4,300人を超える国内避難民は、一日当たり89,000ℓの水の恩恵を受けている（シャブワ州アザーン）

2010年9月末に、イエメン南部で激化した戦闘で何千もの人々が家を追われています。北部でも数千人が人道支援に依存する状態のままです。ICRCはイエメン赤新月社と共に、緊急に必要な援助を提供しています。

イエメン南東部のシャブワ州で、9月末、政府軍と武装グループを巻き込んだ戦闘が激化したため、何千人もの人々が安全な避難所を求めて、家や財産、家畜をあに残して、ホタの街から避難しました。

「何千もの男性、女性、子どもたちはどこに行くべきか何の考えもなしに家をあとにしていたのです」とICRCアデン副代表部ミリアム・エル・コーリ代表は述べました。多くの人は近隣地域の親戚のもとに身を寄せていますが、助けてくれる親戚がいない人もいます。避難民が頼るべき人が全くいないのを見かねて、地元の人々は、彼ら自身がほとんど何も無い状況にもかかわらず、避難民を自分たちの家に受け入れていました。

戦闘は現在、落ち着いてきたようです。避難民の中には帰還を開始している者もありますが、多くは先行きが見えないため、帰還することを躊躇しています。



赤新月社と共に2,100人に二ヶ月分の食料を配給（アムラーン州パニ・シュレイム）

「ICRCのスタッフはイエメン赤新月社と連携して、アザーンの街に到着することができ、何百万人もの避難民に、緊急に必要なとされる水を供給しています」とエル・コーリは述べました。

ICRCは深刻な事態に懸念を抱きつつ、シャブワ州における状況を見守っています。潜在的なニーズのより明確な全体像を把握するため、イエメン赤新月社と密接に協力し状況を監視していくつもりです。

一方、北部のサーダ州とアムラーン州では、長年にわたる戦闘で影響を受けてきた何千人もの避難民が帰還を希望していません。自宅周辺が今なお被害を受けている可能性を懸念し、親戚や友人のもと、もしくはサーダ州でイエメン赤新月社によって管理されるキャンプで暮らし続けると決めた人も中にはいます。断食月であるラマダーンやそのあとに続くイード祭は、断食を中断する際のしっかりした食事を手に入れるということがしばしば困難であったので、彼らにとっては特に厳しいものでした。

依然としてテント住まいの人や親戚と共に暮らす人もいますが、サーダ旧市街から逃げてきた世帯のほとんどは帰還しました。多くの「帰還民」は収入源とほとんどの財産を失ってICRCやイエメン赤新月社からの人道援助に頼ったままです。

サーダ州で、ICRCとイエメン赤新月社は6つのキャンプと州内の他の場所で避難民に支援を続けています。アムラーン州北部では、ICRCとイエメン赤新月社の2組織がフース、パニ・シュレイム、カメル、ライダ、カイワン・ハムラ地域で、何千もの避難民に、再び自立できるまで、危機を乗り切るために食料を配給しています。

清潔な水の供給

- イエメン南東部シャブワ州アザーンにおける16の新設の飲料水供給地点で、4,300人超の避難民に対して一日当たり計89,000ℓ（一日当たり一人20ℓ以上）の飲料水を供給。
- 1,500人の住民が清潔な水を得られるよう農村の水網の改修を完了。
- サーダ水道局に対してディーゼル車を提供し、8万人の住民と帰還民に清潔な水を供給。
- 総勢1万人のキャンプ人口に清潔な飲料水と十分な数の公衆衛生トイレを提供。
- 危険な状況で暮らすアル・タバット地域（サーダ市北西カタベール地区）の2,800人超の避難民に対する水の運搬を継続。
- ハワザットとハルフ・サフヤン（アムラーン州）における6つの飲料水供給設備の建設を完了し、現在、7,400人の避難民と住民に水を供給。

など

食料と他の必需品

- 16,000人の避難民とサーダ州の住民に対して、一ヶ月分の食料（小麦、米、豆、油、砂糖、塩）を配給。
- 8,000人超の避難民とサーダ州とアムラーン州の住民に対して、基本的な家庭用品（毛布、マットレス、キッチン用品、その他の必需品）を供給。
- 約11,500人の国内避難民とフース、パニ・シュレイム、カメル、ライダ、カイワン・ハムラ（アムラーン州北部）の住民が一ヶ月分の食料を受け取れるよう保証。

健康管理

- エデン市のジェンフイヤ病院に対して、50人の負傷者を治療するために十分な医療品を寄贈。
- 6,000件超の診察を行う、サーダ州にある11のイエメン赤新月社の医療施設の支援を継続。
- カイワン・ハムラとカイワン・メディナの医療施設（アムラーン州）を支援し、双方の医療施設で1,200件以上の診察を実施。
- イエメン赤新月社と保健・人口省と協働し、アデン保健省とイエメン南部の周囲の州からの40名の救急車運転手と医療補助員に対する応急手当の訓練を開始。

など

特集：イスラエル・パレスチナ

イスラエルとその占領地域：メディアミッション報告

眞壁仁美
ICRC駐日事務所
広報担当官

ICRCは現在、世界の80を超える国々で活動を行っていますが、その中でもっとも長く駐在しているのがイスラエルです。1967年の中東戦争以来、特に占領地域で暮らすパレスチナ人が人間の尊厳を維持できる生活を送れるよう支援・保護しています。

私は8月上旬の約一週間、イスラエルと占領地域を訪れ、主にヨルダン川西岸地区のパレスチナ人居住区でICRCのさまざまなプロジェクトを視察し、同僚の報告を受けました。また、エルサレムに駐在している日本と中国のメディアにICRCの活動を紹介する取材ツアーも企画しました。

ここでは、私が今回のメディアミッションで垣間見た現地の状況と共に、ICRCのさまざまなプロジェクトを紹介します。

ICRCの活動は決して派手ではなく、長い年月をかけて人々に寄り添いながら地道にニーズを満たしていくプロジェクトがほとんどです。平和な日本では、幸いにも私たちICRCが保護や支援活動を行う場面には遭遇しませんが、イスラエルとその占領地域では「困ったときのICRC」が定着しており、助けを求める人たちが後を絶たない現状を目の当たりにしました。

もっとも厳しい生活を強いられる「C地区」の住民

尊厳のある生活を送ることが難しいパレスチナ人。特に、分離壁や入植地の付近に設けられた「C地区」（ヨルダン川西岸地区総面積の半分以上が含まれる）は、イスラエルの文民・軍事統制下に置かれていて、厳しく移動が制限されます。パレスチナ人は検問所やバリケードを避けて迂回ルートで目的地に向かうため、通常よりかなりの時間を要します。パレスチナ赤新月社の救急車も例に漏れず、搬送中の救急車の中で患者が命を落としたり、検問所で通過手続き中に妊婦が出産したりするケースも多いのが現状です。

ヘブロンの実情

ヨルダン川西岸地区で入植者とパレスチナ人との緊張度が一番高いのが、同地区南部の街ヘブロンでした。訪れたあの街よりも検問所が多く、地元のイスラエル当局と良好な関係にあるICRCの車両であっても何度も足止めされ、長い時間車内での待機を強いられたこともありました。パレスチナ人は日々の食料の買い出しにもこうした検問所を通過しなければ



ICRCトウルカレム事務所の前で、収容所にいる身内の写真を掲げ安否確認を訴えるパレスチナ人と、取材する日本と中国のメディア

なりません。外出時に入植者から嫌がらせを受けることもしばしばあります。

旧市街はシャッター街と化し、外出している人々もほぼ見当たりませんでした。イスラエル軍によって閉店させられた店もいくつかあり、経済は枯渇状態で、貧困に歯止めがかりません。昨夏にICRCが行った調査によると、移動が規制されている旧市街に住む世帯の86%が貧困にあえいでいて、日本円で一人当たり100円に満たない額で一ヶ月の衣食住をまかなわなければならない状況です。

こうした住民の生活をサポートするため、ICRCは自立支援プロジェクトを実施しています。ある世帯には、食用ウサギのオスとメスのつがいや、農家には種子を提供して、トレーニングと設備などもセットで自立した生計の維持を支援します。

パレスチナ人の多くは農業や家畜で生計を立てています。ICRCはパレスチナの人々が安定した収入源を確保できるよう、さまざまなサポートをしています。"cash-for-work"というプロジェクトによって雇用を創出し、道路の修復工事や田畑への配水パイプの設置などは地元の住民が手がけます。これにより田畑へのアクセスルートが確保され、確実に収穫を得られるのです。

自由が奪われた生活

占領地域では多くのパレスチナ人が、ユダヤ人入植者からの脅しや暴力に怯える毎日を送っています。2000年9月にパレスチナ人による2度目のインティファダ（民衆蜂起）が起きたことで、2002年までにヨルダン川西岸地区のほぼ全域が再びイスラエル軍の占領下に置かれること

になりました。自国を守る観点から、各所に検問所や分離壁が設けられ、イスラエル軍によるパトロールも頻繁です。入植地の近くに田畑を持つパレスチナの農民は、自由に行き来ができずに、大きな収入源を失うことも多々あります。

また、イスラエルの統制下に住むパレスチナ人は自由に家を建てることも許されません。実際、ヨルダン川西岸と東エルサレムでは、今年に入って3ヶ月の間に14軒もの家がイスラエル当局により取り潰されるという憂き目に会いました。それでも、世帯人数の増加に伴い、建築許可を得ないまま取り壊されるのを覚悟で家を建てたり増築を行ったりしている人々も多くいます。そのため、若い夫婦が両親と同居することが難しいといった現象も起きています。

安全な水の確保に向けて

イスラエルとその占領地域で、水は大変貴重な資源。「入植地問題などこれまでイスラエルとパレスチナは土地を巡って争ってきたが、これからは水の取り合いも加わってくる」と地元の人は言います。実際、ICRCヘブロン副代表部を訪れた際



ICRCの洪水対策プロジェクト（カルキリヤ）

もトイレの水は流れず、「こうしたことはよくある」と肩をすくめる同僚。(現地のプロジェクト視察を終えて副代表部に戻ったときには既に十分な水が確保され、トイレは使用可になっていました)

雨水を貯めておく貯水池の新たな建設も禁止されているため、ICRCは深刻な水不足に悩むヘブロン住民に移動用貯水タンクを提供しています。しかしそのタンクも、一週間もすれば空になってしまいます。ヨルダン川西岸のコミュニティでは雨水を貯めるほか、トラックで運搬される高価な水を買うなどして急場をしのいでいます。ただでさえ困窮している生活の負担を減らし、住民が安全な水を確保できるよう、ICRCは貯水施設の建設や上水道を敷設をサポートしています。

また、ナブルスでは、南部の11の村の約3万5,000人に安全な水を届けるため、大規模な供給設備を建設中です。

水に関していうと、洪水対策でもICRCのプロジェクトが実施されています。農業が盛んなカルキリヤでは、2005年に大雨に見舞われた際、分離壁により水がはけず、洪水に悩まされました。そのため、ICRCは地元住民1,100人を雇用し、約8,000万円を投じて排水路を建設しています。この排水路は来年にも機能し、180軒の農家がその恩恵に授かることになっています。

収容所訪問

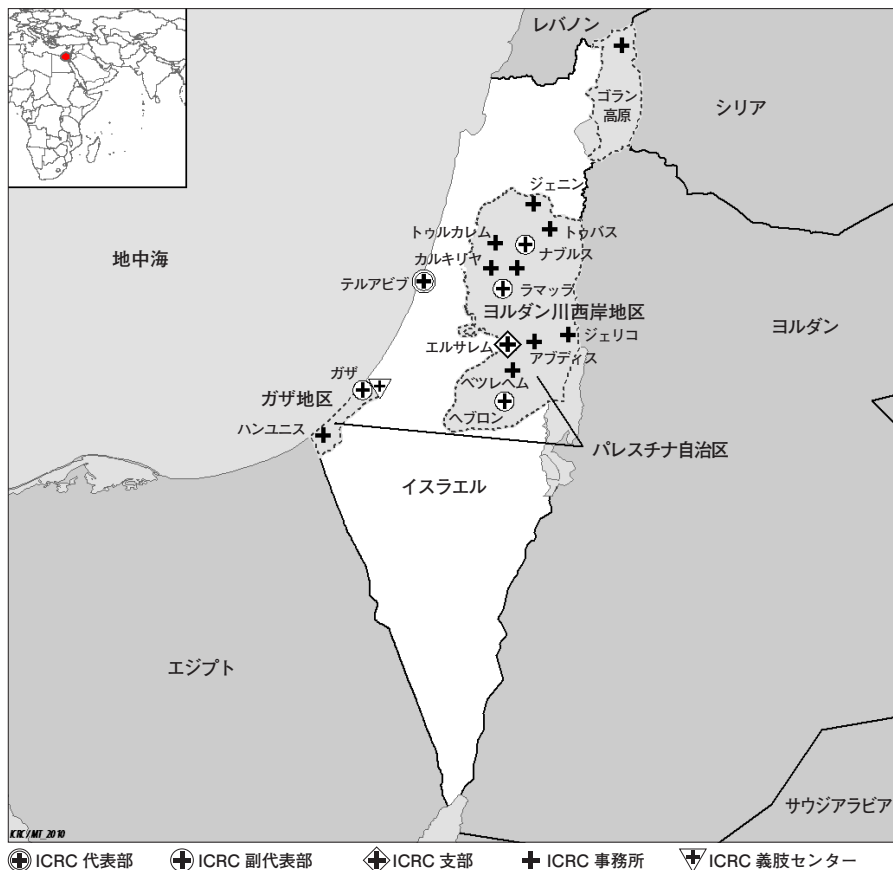
イスラエルとパレスチナの政府当局によって拘束されている人々の処遇と生活状況も、ICRCはモニタリングしています。今年の1月から3月まで、ICRCの収容所訪問は90件近くに及び、約1,600人を訪問しました。パレスチナ人同士の対立も加わり、収容所の許容をオーバーする被拘束者の数に、ナブルスの住民は「この町で新しく何かが建つときは、大学や学校ではなく、刑務所」と揶揄していました。

ICRCエルサレム支部では、被拘束者の家族が収容所に面会に行けるようバスを手配し、毎日複数の収容所に向けた面会ツアーを組んでいます。ただし、面会を許可されるのは一親等のみ。その他の親族は赤十字通信によって、収容所の身内と連絡が取れるように便宜を図っています。

守秘義務に則って改善策を協議

ICRCは、イスラエルとパレスチナの双方の関係当局・勢力や軍、そして状況改善に影響力を持つとされる人々と定期的に話し合いの場を設け、民間人の尊厳を保つ必要性やICRCの使命を繰り返し伝えています。

占領地内への入植は、国際人道法で禁じられています。2010年当初の調査では、ヨルダン川西岸に住むパレスチナ人口の半数以上が、貧困にあえいでいる事実が明らかになりました。占領者であるイスラエルは、人道法の下、いかなる時も一般市民を人道的に取り扱う義務を負います。軍事と関わりを持たない民間人の所有物に対する挑発や破壊など危害を加えることは一切やめなければなりません。ICRC



イスラエルとその占領地域には、16の活動拠点を設け、義肢などを提供するICRC整形外科センターと合わせて計17ヶ所に駐在しています。テルアビブの代表部を筆頭に、ラマッラとナブルス、ヘブロン、ガザに副代表部を置き、今回メディアミッションの拠点となったエルサレム支部は、ヨルダン川西岸地区の事業拠点となっています。

テルアビブ代表部は、政府機関やイスラエル国防軍と現状の開閉策を折に触れて協議しています。

ICRCが長く駐在するイスラエルとその占領地域。イスラエルとパレスチナは、パレスチナ国家が成立するための最終的な解決の合意にまだ至っていません。平穏な日々がこの地に訪れる希望はあるのか住民に尋ねると、「希望の光はほとんど見えない。ただ日々の生活を送るので精一杯」との答えが返ってきました。安全な生活のみならず、人間の尊厳すら保障されない状況下で、希望を持てずに生きる人生とはどのようなものなのか。改めて考えさせられると共に、人々の希望を取り戻すべく、私たちのような組織や国

際社会が、彼らの苦しみを想像し、忘れることなく寄り添い続けることの大切さを実感したミッションとなりました。



自立支援プロジェクトの一環として提供されたウサギ(ヘブロン)

国際人道法と入植地・分離壁の建設

占領国が自国民の一部を占領地に移動させることは、ジュネーブ第四条約49条で禁止されていて、違法となります。これは、入植が「占領地への人口移転」にあたるため、国際人道法が入植地の設置を禁止しているということです。入植地の拡大、もしくは合併をもくろんだ手段もまた違法です。入植地を建設、または拡大するために土地を没収することも同様に禁止されています。

また、ヨルダン川西岸地区の分離壁も、設置区域がグリーンライン※から逸れて占領地内に食い込んでいるため、国際人道法に違反しています。

※グリーンラインとは

1949年1月に第一次アラブ・イスラエル戦争終結の休戦協定が結ばれ、それによりイスラエルは分割地域を40%以上増やしました。これが1967年以来、グリーンラインとして知られるようになり、イスラエルとその他の地域を分ける非公式の境界を意味して使われています。総延長約320km。

— 日本とICRCの関係を歴史をひもときシリーズでお伝えします —

"国際人道"への第一歩を踏み出した日本

日本、ジュネーブ条約に加入

紛争時における傷病者や捕虜への処遇を記したジュネーブ条約は「赤十字条約」としても知られ、赤十字の謳う人道の精神の根幹であるとともに、後のジュネーブ四条約の土台となっています。各国の赤十字社を正式承認する立場のICRCは、ジュネーブ条約に加入していない国において赤十字社の設立は行うべきでないとし、設立する場合もその国の自国民に

よってなされるべきものと考えていました。そこで、博愛社は日本政府に働きかけ、1886年、日本は満を持してジュネーブ条約に加入。手続きにあたっては、幕末日本に西洋医学をもたらしただことで知られるシーボルトの息子二人も尽力し、日本の加入に一役買いました。

条約加入をもって、翌年、博愛社は日本赤十字社と改称、晴れて国際赤十字の一員となり、日本は近代の国際人道への貢

献の第一歩を踏み出します。

アジアからの初参加

ICRCに正式承認された直後の1887年9月、日本赤十字社はドイツのカールスルーエで開催された第四回赤十字国際会議に参加しました。同会議は、国際赤十字の最高決議機関で、日本はアジア地域から初めての参加国となり、おおいに歓迎されました。

日清戦争と日露戦争

初めての戦争救護

日本赤十字として戦時下における初の救護活動は、1894年の日清戦争でした。戦争勃発を受けて、日本赤十字社はまず政府に対し、当時まだジュネーブ条約へ未加入だった清国との間に傷病兵保護を保障する協定を締結するよう働きかけます。これについては実現に至らなかったものの、政府はジュネーブ条約の原則を守ることを約束、日本赤十字社に救護活動を行うことを許可します。博愛社の設

立からわずか17年ながら、救護にはのべ1,500人以上が派遣され、大きな成果をあげました。ジュネーブ条約遵守のために尽くし、赤十字の人道思想に大きく貢献したこのときの活動は、日本赤十字社の実績として内外から高く評価されました。

日露戦争における救護活動

1904年には日露戦争が勃発。日清戦争での実績が認められた日本赤十字社は政府から派遣の要請を受け、終戦までに152の救護班を送り、5,170人の救護員が満州や、朝鮮、内地の軍病院を中心に活動しました。病院船「博愛丸」と「弘済丸」も大陸と内地で積極的に活動し、ロシア人捕虜の輸送にも貢献しました。またこの戦争においては日本とロシアはどちらもジュネーブ条約加入国であった



© 日本赤十字社

クの乗組員

ことから、両国の赤十字社は協力しながら人道活動にあたりました。当時、地理的な理由により日本に代表部を設置することができなかったICRCは、開戦二日後の8月3日、各赤十字社に対し、日本赤十字社の活動を支援するように奨励し、同社に支援金を送りました。

この戦争では両国ともすべての兵士に対し、ジュネーブ条約、特に敵の傷病兵や捕虜の尊重についての教育を行いました。そのため違反事例は、過去の戦争に比べて極端に減少。負傷兵は野戦病院で手厚い看護を受けただけでなく、食料を配給され、捕虜は手紙や小包を自由に受け取ることができました。さらに、ロシア人捕虜が収容されている野戦病院や収容所を、来日した家族や友人が自由に訪問できたのです。

ジュネーブ条約が遵守され、救護体制が改善される一方で、バルチック艦隊に随伴してきたロシア赤十字社の病院船が、対馬海峡付近で日本艦隊に拘束されて、佐世保へ連行される事件が発生。ロシア側は、「この行為は1899年のハーグ条約違反であり、これにより負傷者の救護活動に著しく支障をきたした」として日本を非難しました。ICRCはこのとき、日本赤十字社に事実調査を依頼しましたが、同社はこれは帝国海軍の問題であり、赤十字社とは無関係で、介入する立場にないと返事を送りました。



佐世保病院で治療を受ける撃沈された戦艦リューリックの乗組員

参考図書：人道—その歩み 日本赤十字社百年史（日本赤十字社、1979年）

井上忠男『戦争と救済の文明史-赤十字と国際人道法のなりたち』（PHP研究所、2003年）

日本赤十字社創立125周年記念誌（日本赤十字社、2002年）

日本赤十字社創立130周年記念誌（日本赤十字社、2007年）

《次号に続く》

1863	五人委員会誕生
1864	初のジュネーブ条約調印
1867	第一回赤十字国際会議 パリ万国博覧会
1871	岩倉具視使節団派遣
1873	ウィーン万国博覧会
1876	岩倉使節団、五人委員会 のギュスタフ・モアニエ 委員長と会見
1877	五人委員会を赤十字国際 委員会と改称
1886	西南戦争 博愛社設立
1887	日本政府、ジュネーブ条 約に加入 博愛社を日本赤十字社と 改称
1894	日本赤十字社篤志看護婦 人会設立
1904	赤十字国際委員会から国 際赤十字への加盟を承認 される
1914	日清戦争 第一次世界大戦
1919	第一次世界大戦 赤十字社連盟の創設
1920	日本赤十字社の看護師3 人が第一回ナイチンゲー ル記章受章
1931	満州事変
1937	日中戦争
1939	第二次世界大戦勃発
1941	太平洋戦争
1942	赤十字国際委員会駐日代 表部設置
1945	広島・長崎原爆投下
1949	終戦
1953	ジュネーブ諸条約の成立
1977	日本政府、ジュネーブ諸 条約へ加入 ジュネーブ諸条約追加議 定書の成立
2004	日本政府、ジュネーブ諸 条約追加議定書へ加入
2009	駐日事務所開設

近衛IFRC会長のパキスタン洪水被害視察

大洪水によって2000万人以上が被災するなど、建国以来最悪の被害に見舞われたパキスタン。日本赤十字社をはじめ、各国赤十字社が救援活動や復興支援活動を展開しています。国際赤十字・赤新月社連盟 (IFRC) 会長を務める日赤の近衛忠輝社長が、9月29日から10月1日まで同国の被災地を視察し、長期的な支援を世界に呼びかけました。

被災者2000万人以上、倒壊家屋190万戸という被害は、ハイチ大地震（被災者200万人）、スマトラ島沖地震・津波災害（13カ国で倒壊家屋47万戸）より、はるかに大きい規模です。IFRCは国際社会に対して、約63億円の支援を要請し、救援物資や医療、給水・衛生などの支援を実施しています。また現地のパキスタン赤新月社は、発災直後から多数のボランティアを動員して、被災者救援に全力をあげています。

そうした中、日本赤十字社は、クアランプールにある救援物資備蓄倉庫からビニールシート1万4500枚、毛布2万5000枚、キッチンセット2000個（輸送費含み4000万円分）を支援しました。次いで8月20日に看護師1人、同27日には医師・看護師・事務職員など7人を派遣。9月30日に更に医師1名、薬剤師1名を派遣して、フランス赤十字社の医療チームに加わって活動しています。現在までに世界37カ国の赤十字・赤新月社がパキスタン赤新月社

と力を合わせ、91万人を対象にした緊急支援・早期復興支援に取り組んでいます。

被害が激しい同国北西部のチャルサダを視察した近衛会長は、「浸水した家や畑は未だ泥で覆われています。この厚い泥土の層を除去しない限り、家の再建や農業の再開はできません。避難生活での健康被害も心配です。いま被災者に必要なのは水・食料・医療の提供といった単純な

ものだけでなく、長期的な支援です」と指摘。国際社会に向けて、被災者が生活を再建するための支援を強く呼びかけました。復興支援のためにIFRCは13万世帯を対象に仮設住宅や生計再建などの早期復興支援を行うことにしていますが、なお15億円の資金が不足しています。



被災地で説明を聞く近衛会長

第24回「赤十字シンポジウム」

「赤十字シンポジウム」は1987年より日本赤十字社がNHKと共同でおこなっている『NHK海外たすけあい』募金の一環として毎年開催されているイベントです。

24回目を迎える今年はアフリカに焦点をあてます。多くの地域が政情不安や自然災害をはじめ、さまざまな問題に直面するアフリカでは、常に女性や子供など、社会的弱者が人道的危機にさらされています。今年のシンポジウムではアフリカでの人々の苦しみについてともに理解を深め、支援のあり方について考えていく契機にします。

参加お申し込みは
下記のアドレスからどうぞ

<https://redcross2010.sakura.ne.jp/pcsubscribe.cgi>

参加費は無料です。
(応募締め切り11月10日)



- 日 時：平成22年11月23日（火・祝） 14時30分～16時30分（開場14時）
- 会 場：表参道ヒルズ本館地下3階「スペース オー」
渋谷区神宮前4-12-10
- 主 催：日本赤十字社、NHK
- 出演者：○コーディネーター 日比野 克彦（アーティスト）
○パネリスト 勝俣 誠（明治学院大学国際学部教授）
森 泉（モデル・タレント）
サカキマンゴー（ミュージシャン）
○現地報告 五十嵐 真希（日本赤十字社ケニア駐在員）
- 放 送（予定）：平成22年12月4日（土）NHK教育テレビ 16時～17時「TVシンポジウム」
※放送日が変更になる可能性があります。
- 本件に関するお問合せ：日本赤十字社国際部企画課 電話03-3437-7087

日本語公式ウェブサイトがオープン！

10月1日、ICRCは日本語公式ウェブサイトを開設しました。日本赤十字社のホームページ内に新設され、下記のアドレスからご覧いただけます。

<http://www.jrc.or.jp/ICRC/>

同ウェブサイトは組織概要、ICRCの活動、駐日事務所の紹介、最新ニュースの4つを軸に、ICRCがどんな組織で、日本をはじめ世界各国で何をしているか、などを詳

しく説明しています。また、随時イベントの告知や、採用情報なども掲載していく予定です。様々なICRCの情報を日本語で手軽に閲覧することができますので、是非一度アクセスください。

今後、サイトをより一層充実させるためにも、皆様のご意見・ご感想をお待ちしています。質問やお気づきの点、もしくはご要望などありましたら、お気軽に駐日事務所にお知らせください。



今年も人道支援シンポジウムを開催します！

～テーマは「人道スペースへの挑戦」～

今年で二度目を迎えるICRCと外務省共催の人道支援シンポジウム。今年はテーマを「人道スペースへの挑戦」とし、11月5日(金)に開催します。

「人道スペース」と言われてもピンと来ない方も多かもしれません。私たちICRCのように中立な立場に立って人道支援を行う団体が、紛争や戦闘の影響を受けて苦しんでいる人たちの所へ駆けつけられるようアクセスが保障されること、そして、支援を行うスタッフが無事任務を遂行できるように身の安全が確保されることで、「人道スペースの確保」がなされたこととなります。

紛争当事者だけでなく、関係国や人道支援ドナー国、人道支援団体がこの「人道スペース」にどの程度重きを置いているのか、そして、人道スペースを設けるため、維持するために現場はいかに取り組んでいるのか、などを紹介する予定です。また、後半は具体的にアフガニスタンの事例を挙げ、人道スペースを確保・維持するために、実際、紛争当事者や関係諸国とどのように交渉し、ミッションを遂行しているかなど、踏み込んだ議論を展開します。

<日 時>

平成22年11月5日(金曜日)
14時00分～17時30分(13時30分開場)

<会 場>

外務省(北国際大会議室)

<パネリスト> ※敬称略

- ・トビアス・エブレヒト／ICRCクアラルンプール地域代表部首席代表
- ・山本 理夏／ピースウィンズ・ジャパン事業責任者
- ・ヨハン・セルス／国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) 駐日代表
- ・シーマ・ガーニ／元アフガニスタン財務副大臣、
コラサン・チャリティー (NGO) 事務局長
- ・伊勢崎 賢治／東京外国語大学大学院地域文化研究科教授
- ・ティモシー・ピット／国連人道問題調整部 (UNOCHA) アフガニスタン事務所長
- ・ジャック・ド・マイオ／ICRC南アジア事業局長

<モデレーター>

長 有紀枝／難民を助ける会理事長、
ジャパン・プラットフォーム (JPF) 共同代表理事

<お問い合わせ>

外務省緊急・人道支援課(担当: 村木・笠井)
電 話: 03-3580-3311 (外務省代表)

ICRC's Mission Statement

ICRCは、公平で中立、かつ独立した組織であり、武力紛争およびその他暴力の伴う事態によって犠牲を強いられる人々の生命と尊厳を保護し、必要な援助を提供することをその人道的使命としています。

ICRCは、人道法および世界共通の人道的諸原則を普及させ、また強化することによって、人々に苦しみ及ばないように尽力しています。

1863年に設立されたICRCはジュネーヴ諸条約および国際赤十字・赤新月運動の創設者でもあります。武力紛争およびその他暴力の伴う事態において、国際赤十字・赤新月運動による国際活動の指揮・調整にあたります。